



# 情報通

2017 July

7月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会  
 題字：神津 信一 (四谷)  
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

要注意!

## 第4世代税理士用電子証明書(ICカード)は取得しましたか?

日税連発行「第三世代税理士用電子証明書(オレンジ色のICカード)」は2017年7月31日(月)で有効期限を迎え、8月1日以降使用できなくなります。つきましては、まだICカードの切り替えを行っていない方は、4月中旬頃に日税連から各位事務所宛に送付されたICカード利用申込書により、お早めに申請を行うようお願いいたします。

また、ICカードを取得したら、受領書の送信及びe-Taxソフトでの電子証

明書情報の更新が必要です。更新手順については本会ホームページ「お知らせ」欄に掲載されておりますのでご参照ください。

■日税連HP：[http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/auth/fourth\\_download/](http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/auth/fourth_download/)  
 利用申込書を紛失した場合、その他ご不明な点がある場合には、日税連電子認証課までご連絡ください。

■日本税理士会連合会電子認証課 TEL：03(5435)0940

至急切り替えを!

## 法人番号の活用、その先へ

### ～「法人インフォメーション」サイトの現状と展望～

情報システム委員会委員 磯部 和郎

#### 1. はじめに

周知の通り、法人番号は平成27年10月5日に施行された番号法により、全国の法人に13桁の固有の番号が付与されて一般に公開されています。

個人に付番されたマイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で各種安全管理措置のもと、複数の行政機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されています。他方、法人番号は上記の個人番号とは異なり、利用範囲の制約がなく自由に利用することができます。今回は、法人番号のこの自由な利用という側面に着目し、今後の展開の可能性を考えたいと思います。

#### 2. 法人番号制度の概要

「設立登記法人」、「国の機関」、「地方公共団体」、「その他法人税・消費税の申告義務や所得税の源泉徴収義務を有する法人または団体」には国税庁長官より法人番号が指定されるとともに上記以外的人格のない社団等には自ら届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。因みに税理士会のほとんどの支部は、届出により固有の番号を得ています。

法人番号は、書面により国税庁長官から通知されるとともにインターネットの「法人番号公表サイト」にて公表されています。



出典：国税庁「法人番号公表サイト(英語版)」

また、今年の4月より同サイトの英語版が開設されました。商業登記の法人情報は、文字表記としては日本語表記だけで英字表記はありません。そこで同サイトでは公表を希望する法人からの申し込みに基づき、商号及び本店所在地の英字表記を公表しています。法人としての国税庁を例示すると左記のようになります。

#### 3. 官民データ活用推進基本法について

官と民が保有するビッグデータを個人情報保護に配慮しつつ誰でも自由に使えるオープンデータとすることなどを旨とした「官民データ活用推進基本法」が昨年12月に成立し施行されています。

基本的な施策としては、行政手続きなどでのオンライン利用の原則化、国・自治体のデータの容易な利用(オープンデータ化)、マイナンバーカードの普及・活用などのほか、国・自治体のデータの活用を促すために、システムの規格整備や互換性確保、業務の見直しなどの措置を講じています。このような中で法人番号は当事者の存在を検証しうる信頼の基礎を提供するものと言えます。

#### 4. 「法人インフォメーション」サイトの開設

上述のとおり法人番号が付番されそれに紐づく商号・住所が公開されるとともにデータの活用を積極推進する法律の成立という背景のもとに今年の1月より「法人インフォ」というWebサイトが経済産業省によって開設されました。このサイトは、法人番号をはじめとする法人の基本3情報を国税庁の法人番号公表サイトから取り込んでいます。

同サイトには、法人として登記されている約400万社を対象とし、法人番号、法人名、本社所在地に加えて、府省との契約情報、表彰情報等の政府が保有し公開している法人関連情報を本サイトで一括検索、閲覧できます。したがって私たち税理士の関与先法人も検索することで同サイトに表示されます。まずはどんなものかアクセスしてみて下さい(法人インフォ：<http://hojin-info.go.jp/>)。

#### 5. 「IMI」という地味だが大切な取り組み

IMIとは、Infrastructure for Multilayer Interoperability の略で、情報共有基盤と表現されます。これは、データに用いる文字や用語を共通化し、情報の共有や活用を円滑に行うための基盤です。文字情報基盤と共通語彙基盤により、行政サービスの相互運用性(Interoperability)向上を図っています。

例えば「A」という概念をオープンデータとして法人インフォのようなサイトに掲載した場合に、その意味が受け手によりわずかでも異なることがあってはいけません。データの検索性向上やシステム連携強化のためにデータに用いる様々な用語の表記、意味、構造を統一し、分野を超えたデータ利活用の基盤を構築しているのです。このことにより国際的な整合性も確保するという事です。

また文字においても、法人名は一般のコンピュータで使用が困難なJIS X 0213の範囲外の文字を含む場合があります。法人登記にそのような文字が含まれる場合には、法人番号公表サイトで文字情報基盤を使って縮退したJIS X 0213の範囲内の文字で表記をしています。このため、本サイトから取得した文字データは、一般の情報機器においていわゆる文字化けをしないで活用することができます。

#### 6. 法人番号の活用場面

いわゆるe-Japan戦略の中では、デジタルファーストを基本方針としておりますが法人番号は、データとしての法人の存在を正確に、類似のものとの紛れることなく、すなわち一意に特定出来ることが重要な特徴です。従って法人番号は、当該法人が表に出るときに名称とセットで表現されることが望まれます。自社のホームページのトップページに社名と共に、あるいは受け渡しされるメールの署名欄に掲載してコピーができると利便性が高まります。もちろん法人番号公表サイトを検索しても結構です。

これを前提として法人番号が税理士業務の場面でどのように活用されているか。

国税庁の法人番号検索サイトにアクセスして検索をかけると、法人税科目内訳書を作成する過程で、住所確認を行ったり、正式な商号の確認などに利用が出来ます。

また、検索画面の「変更履歴情報」欄を見ることで不良債権先法人の現在の状況確認も行えます。過去の変更履歴も、法人番号検索サイトの公表(平成27年10月5日)以降については記載が有ります。新設法人も、登記の完了から一週間程度で記載されますので新設法人の確認も迅速に行えます。

国税関係の届出では法人の登記簿謄本の添付が必要であったものが、現在は添付不要となっています。(地方税に関してはまだ添付が必要です。)

現在、我々の業務での利用は開発途上の状況ですが情報が充実すれば利便性は更に高まると思われます。

#### 7. おわりに

法人番号が切り開く世界というのは、概要上記のような基礎のうえに成り立つものでこれまでのようなWeb上の情報を紙にプリントして人が目で見えることを前提にしているものではありません。機械可読あるいはマシンリーダブルという言葉がありますが、必要な情報がマシンからマシンへ伝わり本人確認等データの真正性の検証が行われてスマートに利活用されることが予定されています。

実は、10年以上前から私たち税理士が主体的に取り組んでいる電子申告もこうしたトレンドにおける先駆けともいえるでしょう。法人番号をはじめとして上記の取り組みとその運用はいずれも緒に就いたばかりです。これらの施策に対して重要なユーザーである税理士及び税理士会は、関与先企業のためにもその運用に積極的に関わりより良い仕組みの構築に貢献していただきたいと思っています。